

7 ごみ質の分析

(1) 家庭系燃やすごみのごみ質調査結果

本市では、年度ごとに家庭系燃やすごみのごみ質調査を実施しています。ごみ質の傾向を把握するため、平成30年度、令和4年度及び令和5年度の調査結果をもとに現状を整理します。

1) 全体の傾向

平成30年度、令和4年度及び令和5年度のごみ質調査結果を表2-28に、組成の経年変化を図2-7に示します。また、再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合を表2-29及び図2-8に示します。

全体としては、紙類及びプラスチック類が減少傾向にあり、厨芥類が増加傾向にあります。最も割合が高いのは各年度で共通して厨芥類となりました。

家庭系燃やすごみ中の再生利用可能な資源物及び食品ロスの割合は、令和5年度で29.3%となり、平成30年度と比較すると改善されています。しかし、それらの割合が3割近く占めている状況には変わりなく、分別の徹底や食品ロス対策による更なる改善の余地があります。

【家庭系燃やすごみのごみ質調査】

○調査対象：地域特性を考慮した4つのエリアに分類し、それぞれ2地域ずつ調査します。

- ・子育て世帯が多い地域
- ・年齢割合が平均的な地域
- ・高齢化率が高い地域
- ・漁業・農業が盛んな地域

○調査手法：調査対象となった地域から家庭系燃やすごみの袋を一定の個数選び出し、それらの組成を調べます。

- ・特大袋…10袋
- ・大袋…10袋
- ・小袋…5袋

【各ごみ調査の違いについて】

○家庭系燃やすごみのごみ質調査

- ・対象：家庭系の行政収集される燃やすごみ（家庭系燃やすごみのみ）
- ・ごみの状態：湿ベース（排出されたままの水分を含んだ状態）

○宗像清掃工場におけるごみ質調査

- ・対象：宗像清掃工場に搬入される燃やすごみ（家庭系燃やすごみ及び事業系燃やすごみ）
- ・ごみの状態：乾ベース（ごみの水分を除いた状態）

※これらのごみ質調査では、調査対象及びごみの状態が異なるため、同一の年度であっても数値が一致しません。

3 目標達成のための排出抑制・資源化施策

(1) 家庭系ごみの排出抑制・資源化施策

表 2-47 に示した目標値を達成するためには、家庭系ごみのうち要処理ごみ量（燃やすごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）を、現状から約 17%減量する必要があります。また、約 17%のうち約 2 %は資源ごみとして分別し、資源化を行うことが求められます。

1) 生ごみの減量について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）では、食品ロスを除く厨芥類が約 40.5%を占めています。

家庭から排出される生ごみは約 8 割が水分であると言われているため、水切りの徹底は効果的な対策となります。また、本市で補助を行っている生ごみ処理容器を活用するなどして、生ごみ自体の量を減らす必要もあります。

これらの対策を推進することで、家庭系燃やすごみに含まれる生ごみを令和 16 年度までに 30%減量します。

2) 食品ロスの削減について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）での食品ロスの割合は約 7.3%となります。

生ごみと同様に燃やすごみの中で占める割合が高く、目標達成のためには積極的な対策が求められます。現在、本市ではフードドライブの実施や「てまえどり」の呼びかけなどを実施していますが、さらに取り組みの拡充及び啓発の強化を行うことで、食品ロスを令和 16 年度までに 30%減量します。

3) 資源ごみの分別について

本市の家庭系燃やすごみのごみ質調査結果（令和 5 年度）では、再生可能な資源物が約 22.0%含まれています。

リサイクル率の目標値達成にも影響するため、資源ごみの分別を徹底します。資源ごみの適正な分別の啓発を強化することで、資源ごみの排出量を約 18%、集団回収量を約 12%増加させます。

4) その他の減量化施策について

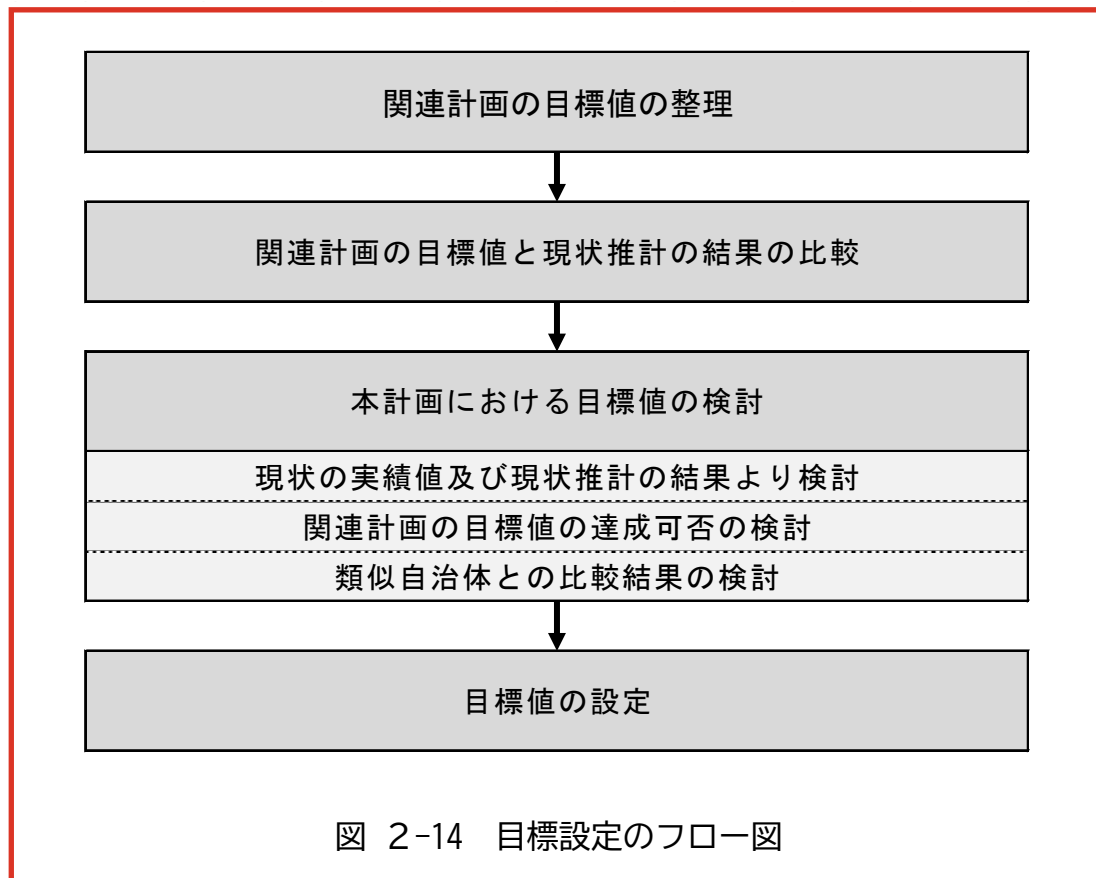
紙類やプラスチック類等についても、廃棄物問題及び環境問題の情報提供や啓発活動を継続的に実施することで、ごみの排出抑制及び分別の徹底を推進します。

2 目標値の設定

(1) 目標設定の考え方について

本計画の目標値は、図 2-14 に示すフロー図に沿って検討します。

まず、関連計画との整合を図るために、国及び県の目標値を整理し、本市がそれらの目標値を達成できるのかを把握するために、関連計画の目標値と本市の現状推計の結果の比較を行います。そして、現状の実績値、現状推計の結果、関連計画の目標値の達成可否、類似自治体との比較結果などを総合的に検討して、国の目標値を達成することを基本としつつ、本市の現状を踏まえた目標値を設定します。



本計画の目標値を達成した際の関連計画の目標値との比較を表 2-48 に示します。

本計画の目標値を達成することで、基本的な方針の目標値である「一般廃棄物の排出量（H24 年度比）」や「1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」も達成されます。また、「出口側の循環利用率（再生利用率）」や「1 人 1 日あたりごみ焼却量」も目標の達成に近づきます。

表 2-48 関連計画の目標値と本計画の目標値の比較

項目	単位/年度	国 目標値		県 目標値	本計画の目標値
		①	②	③	※ 4
		※ 1	※ 2	※ 3	R16
一般廃棄物の排出量 (H24 年度比)	%	-16	-	-	-22
最終処分量 (H24 年度比)	%	-31	-	-	<u>+5</u>
出口側の循環利用率 (再生利用率)	%	28	44	22	<u>25.1</u>
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	440	-	516	434
1 人 1 日あたりごみ焼却量	g/人・日	-	580	-	<u>634</u>
ごみ総排出量の増減率 (H30 年度比)	%	-	-	-5	-17
最終処分量の増減率 (H30 年度比)	%	-	-	-6	<u>-0.005</u>

※表 2-45 と表 2-48 の①、②、③は同様の計画を指しています。

※ 1 出口側の循環利用率のみ令和 9 年度目標、その他の項目は令和 7 年度目標となります。

※ 2 ②の目標値は全て令和 12 年度目標となります。

※ 3 ③の目標値は全て令和 7 年度目標となります。

※ 4 下線をつけている項目は、各目標値の達成が見込まれないものとなります。

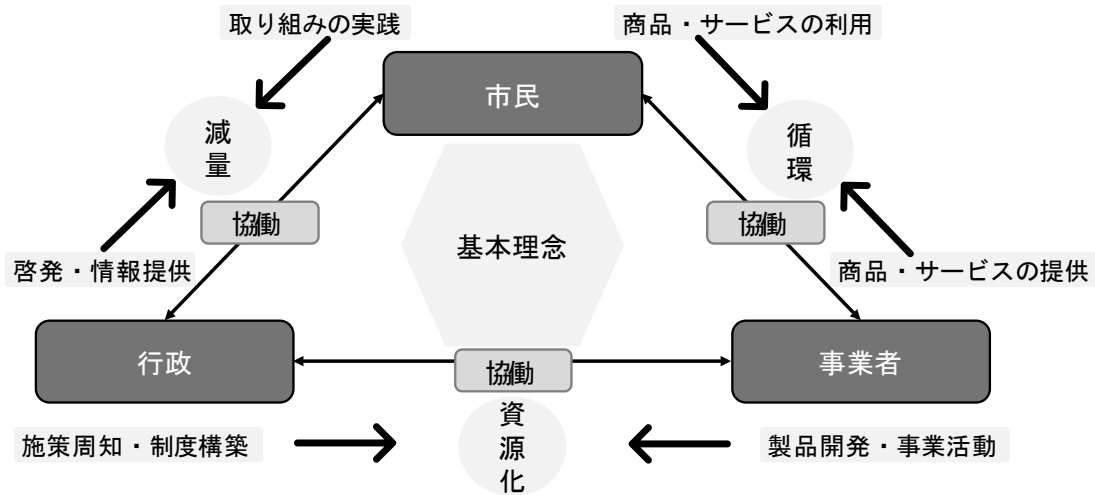


図 2-21 各主体の役割と協働

(2) 基本理念及び基本方針に基づく各種計画の関連

本計画の基本理念及び基本方針と各種計画の関連性を図 2-22 に示します。本市の基本理念とそれに基づく基本方針を实践した宗像市とするため、各計画における施策を「2 排出抑制・資源化計画」から「6 その他の計画」に示します。



図 2-22 基本理念及び基本方針と各種計画の関連性

第3節 進捗評価に用いる指標

1 各主体の取り組み指標について

本計画の進行管理を行う上で評価対象とする各主体の取り組みに対する指標を、資料表9に示します。

資料表9 各主体の取り組みに対する指標

対象	指標
市民	1人1日あたりの生ごみの排出量
	1人1日あたりの食品ロスの発生量
	燃やすごみに含まれる資源ごみの量
事業者	多量排出事業者の資源化率（対象事業者全体の平均値）
	資源回収BOXの設置数
	民間の資源回収報告件数
行政	計画の数値目標
	施策の実行状況
	不法投棄の発生量

2 取り組み指標の目標値

各主体の取り組み指標の目標値を、資料表10から資料表12に示します。

資料表10 市民の取り組み指標の目標値

指標	把握方法	R5（基準）	R11（中間）	R16（目標）
生ごみの排出量	家庭系ごみの排出量と 家庭系ごみのごみ質調 査結果から評価	192g/人・日	167g/人・日	140g/人・日
食品ロスの発生量		35g/人・日	30g/人・日	25g/人・日
燃やすごみに含まれる 資源ごみの量		104g/人・日	97g/人・日	91g/人・日

資料表11 事業者の取り組み指標の目標値

指標	把握方法	R5（基準）	R11（中間）	R16（目標）
多量排出事業者の 資源化率	事業者の計画書をもと に評価	46% (R3実績)	51%	56%
資源回収BOXの設置数	行政による集計をもと に評価	18件	23件	28件
民間の資源回収報告件数		3件	全体の50%	全体の100%

資料表12 行政の取り組み指標の目標値

指標	把握方法	R5（基準）	R11（中間）	R16（目標）
計画の数値目標	ごみの排出量から評価	本編の表2-47等 に示します		
施策の実行状況	行政による自己評価	検討中	一部実施	実施済み
不法投棄の発生量	行政の調査で評価	21 t	10 t	0 t

【用語の定義⑧】

○1人1日あたりの生ごみ発生量：

家庭系燃やすごみ排出量×家庭系燃やすごみのごみ質調査結果中の生ごみの割合（厨芥類のうち調理くず及び上記以外の厨芥）÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

○1人1日あたりの食品ロスの発生量：

家庭系燃やすごみ排出量×家庭系燃やすごみのごみ質調査結果中の食品ロスの割合÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

※令和11年度及び令和16年度の1人1日あたりの生ごみ発生量及び1人1日あたりの食品ロスの発生量は、「第2章 第4節 3 （1）家庭系ごみの排出抑制・資源化施策」で示した減量目標を達成した場合の数値を指標として示しています。

○燃やすごみに含まれる資源ごみの量：

家庭系燃やすごみ排出量×家庭系燃やすごみのごみ質調査結果中の再生利用可能な資源物の割合÷人口÷日数×1,000,000（単位換算）

※令和11年度及び令和16年度の燃やすごみに含まれる資源ごみの量は、本計画のリサイクル率の目標値を達成するために、家庭系燃やすごみから分別する必要がある資源ごみを適切に分別した場合の数値を指標として示しています。

○多量排出事業者の資源化率：

事業系一般廃棄物のうちリサイクル量÷（事業系一般廃棄物発生量+事業系一般廃棄物のうちリサイクル量）×100

※多量排出事業者の資源化率は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書に基づいて、事業者全体の数値を合算して示しています。